横浜市立六浦中学校PTA規約

第 1 章 名 称

第1条 本会は横浜市立六浦中学校PTAと称し、事務所を六浦中学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第2条 本会は次の諸事項を目的とする。
 - 1. 家庭、学校、社会における生徒の福祉増進と、心身の健全な発達をはかる。
 - 2. 家庭生活、社会生活の水準を高め、会員相互の教養を深め、親睦をはかる。
 - 3. 生徒の指導について、家庭と学校とが連絡を密にして協力をはかる。
 - 4. 学校の教育的環境の整備をはかる。
 - 5. その他地域の社会教育振興をたすける。

第 3 章 方 法

- 第3条 本会は教育についての目的をもった民主的団体として活動し、営利的にも宗教的にも政 党的にも、他との関係をもたない。
- 第4条 本会は学校の諸問題について意見をのべ、参考資料を提出するが、教育行政に干渉しない。
- 第5条 本会は目的を同じくする団体および機関と協力する。
- 第6条 本会は自主独立のもので、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をうけない。

第 4 章 会 員

- 第7条 本会の会員は、六浦中学校に在籍する生徒の保護者、六浦中学校に勤務する現職の校長 および教職員(以下教職員という)とする。
- 第8条 会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
- 第9条 1. 会員は1世帯当たり1年間につき4800円の会費を負担する。但し、特別の事情があるものについては減免することができる。
 - 2. 会員は横浜市安全教育振興会に入会し年額500円を一括して会費より納入する。

第 5 章 役 員

- 第10条 1. 本会の役員は次の通りとする。
 - (1) 会 長 1名(保護者)
 - (2) 副会長 2名(保護者)
 - (3) 書 記 3名(保護者2. 教職員1)

- (4) 会 計 3名(保護者2. 教職員1)
- 2. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3. 役員は総会で選出される。
- 4. 役員の就任は総会とする。
- 5. 役員選出の具体的事項は細則で定める。
- 6. 金沢区 PTA 連絡協議会の役員校になる年は、特例として副会長を 3 名に増員する。 それに伴い指名委員は、次年度の候補を募る際には増員した人数にする。

第 6 章 役員の任務

- 第11条 役員の任務は次の通りとする。
 - 1.会長 本会を代表し運営いっさいの責任をもち、保健、成人教育、広報、学年、 地区指導委員会の正副委員長を委嘱する。

総会をはじめ各種会合を召集する。但し、役員候補者指名委員会を除く。

- 2. 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をつとめる。
- 3. 書 記 各種会合の議事を正確に記録し、また各種会合の通知をする。
- 4. 会 計 本会の会計をつかさどり、すべての収入、支出を正確に記帳し、会計監査 委員の監査を受け、決算総会において決算報告する。

第 7 章 会計監査委員とその任務

- 第12条 1. 会計監査委員は3名とし、会計監査委員会を構成する。但し、役員、各種委員との 兼務はできない。
 - 2. 会計監査委員は本会の会計を監査し、決算総会に報告する。
 - 3. 会計監査委員は総会で選出される。
 - 4. 会計監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 5. 会計監査委員の選出は細則で定める。

第 8 章 総会、委員総会

- 第13条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高機関である。
- 第14条 1.総会は、定期総会および臨時総会とする。
 - 2. 定期総会は年1回として、決算・予算総会とする。役員承認に関しては年度末の書面総会にて承認することにする。臨時総会は、常任委員会が必要と認めたとき、または会員の 5分の1以上の要求があったときに会長が召集する。
- 第15条 総会は、出席会員および委任状を含めた2分の1以上をもって成立する。
- 第16条 総会の議決は規約改正を除き、すべて出席者の過半数をもってきめる。
- 第17条 1. 委員総会は細則に定める構成により行われ、各種委員会の事業計画案および予算案 をたてる。
 - 2. 委員総会は、会長が召集する。

第 9 章 常任委員会

- 第18条 常任委員会は次の各委員によって構成される。
 - 1. 本会役員
 - 2. 保健、成人教育、広報、学年および地区指導委員会の正副委員長
 - 3. 校長および副校長
- 第19条 常任委員会は会長が召集し、毎月1回開くことを原則とする。審議事項は次 の通りである。
 - 1. 各委員会より提出された諸計画を総合調整し、年度事業計画を作成する。
 - 2. 年間収支の予算案を作成する。
 - 3. 総会に提出する議案の作成と手続を審議する。
 - 4. 必要に応じて補正予算をたてる。
 - 5. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
 - 6. 役員に欠員を生じた場合は、これを補充決定する。
 - 7. その他、総会から委任された事項を処理する。
- 第20条 常任委員会は緊急を要する問題等発生の場合は応急の処置をとることができる。ただし 後日、総会の承認を必要とする。
- 第21条 常任委員会の定足数は委員数の2分の1以上とする。
- 第22条 1. 常任委員の任期は1年とし再任を妨げない。
 - 2. 常任委員に欠員を生じた場合は、当該各委員会より補充する。各種委員会の場合もこれに準じて補充する。
- 第23条 常任委員会は会長が必要と認めたとき、又は構成委員の4分の1以上の要求があった時 に開催する。

第 10 章 各種委員会

- 第24条 1. 本会の活動に必要な事項について調査研究立案実施するため、次の各委員会をおく。
 - ア. 保健委員会
 - イ. 成人教育委員会
 - ウ. 広報委員会
 - 工. 学年委員会
 - 才. 地区指導委員会
 - 2. 各種委員会についての必要な事項は細則で定める。
 - 3. 市PTA連絡協議会、常置委員の選出は各委員会より行う。

第 11 章 会 計

- 第25条 本会の経費は、会費および他の収入をもってあてる。
- 第26条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて執行される。

- 第27条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。
- 第28条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 1 2 章 細 則

- 第29条 1. 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、常任委員会の 議決を経て決める。
 - 2. 常任委員会は、細則を制定、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 1 3 章 改 正

第30条 本会の規約は、総会において3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし 改正案の提出については、総会前までに全会員に通知しなければならない。

付 則

- 1. 本規約は昭和23年2月8日 制定
- 1. 昭和36年 2月18日 一部改正
- 1. 昭和37年 3月 8日 一部改正
- 1. 昭和39年 4月18日 一部改正
- 1. 昭和47年 1月21日 改 正
- 1. 昭和49年 3月 7日 一部改正
- 1. 昭和51年 4月19日 一部改正
- 1. 昭和52年 4月13日 一部改正
- 1. 昭和53年 4月18日 一部改正
- 1. 昭和56年 3月 4日 一部改正
- 1. 昭和57年 4月28日 一部改正
- 1. 昭和59年 3月 5日 一部改正
- 1. 昭和60年 4月25日 一部改正
- 1. 平成 2年 2月27日 一部改正
- 1. 平成 8年 3月 2日 一部改正
- 1. 平成14年 3月 4日 一部改正
- 1. 平成19年11月26日 一部改正
- 1. 平成28年 6月17日 一部改正
- 1. 令和 2年12月 7日 一部改正

横浜市立六浦中学校PTA細則

第 1 章 役員 会計監査委員の選出

- 第1条 役員、会計監査委員の選出は次の通り行われる。
 - 1. 役員候補者、会計監査委員候補者を指名する委員会(以下指名委員会という)が役員候補者、会計監査委員候補者を指名し、総会で選出する。
 - 2. 指名委員会は次の委員をもって構成する。
 - ア. 各小学校区より選出する。 その内訳は、瀬ヶ崎小学区2名、六浦小学区2名、大道小学校区1名、六浦南小学校区1名とする。
 - イ. 学校代表として教員 2名
 - ウ. 常任委員会より 3名(3年生保護者を優先する)
 - 3. 指名委員会の委員は互選により、正副委員長を選出する。
 - 4. 指名委員は、役員および会計監査委員の候補者になることはできない。
 - 5. 指名委員会は役員および会計監査委員の候補者を交渉の結果指名し、書面総会にて全会員に通知する。また書面において指名委員長より経過を報告する。
 - 6. 指名委員会は、役員および会計監査委員を選出後、解散する。

第 2 章 各種委員会と委員総会

- 第2条 各種委員会は次の組織により選出された委員で構成する。
 - 1. 学年委員会、成人教育委員会、保健委員会は2、3年生より各3名、1年生より各0~2 名、広報委員会は2、3年生より各5名、1年生より0~5名選出し、委員会を構成する。
 - 2. 各種委員会は2、3年生から互選により委員長・副委員長を選出する。
 - 3. 地区指導委員会は、各地区より地区代表1名を選出する。
 - 4. 地区指導委員会は地区代表の中から互選により委員長・副委員長を選出する。
- 第3条 選出された各種委員会の正・副委員長について会長は委嘱する。
- 第4条 各種委員会の任務は次の通りとする。
 - 1. 保 健 委 員 会 ア. この会の会員および生徒の福祉・厚生についての企画実施などに協力する。
 - イ. 生徒の体力向上、保健衛生についての企画実施に協力する。
 - ウ. 学校保健委員会に参加する。
 - エ. その他福祉・厚生に関すること。
 - 2. 成人教育委員会 ア. この会の会員相互の教養を高めるための各種講習会、講座、 見学会等を開催する。
 - イ. 他の同様な目的をもつ団体との文化交流をはかる。
 - 3. 広報 委員会 ア. 会員に対して会報を発行し、情報の伝達、意見の交換をはかる。
 - イ. 地域社会、関係機関、諸団体との情報交換につとめる。

- 4. 学年委員会 学校を中心とした活動によって次のことを行う。
 - ア. 保護者と教師、保護者どうしのつながりと親和をはかり、 相互の信頼を深める。
 - イ. 学校と家庭の連絡を密にして生徒の教育に役立てる。
- 5. 地区指導委員会 ア. 校外における生徒の生活指導について学校と協力して活動 する。
 - イ. 環境の美化に協力する。
 - ウ. 施設見学の企画実施等により、生徒指導に対する理解を深める。
 - エ. 地区会員の活動によって生徒の健全育成をはかる。
 - オ. 地区会員の親睦をはかり、学校教育やPTAの理解を深める。
- 第5条 委員総会は、細則第2条の各種委員会の委員をもって構成し、次の事項を審議する。
 - 1. 各種委員会毎に年間行事計画案と予算案をたてる。
 - 2. 各種委員会の相互理解をはかり、活動を円滑にする。
 - 3. 各種委員会の合同活動に関すること。

第 3 章 定期総会の議事

- 第6条 定期総会にはかられる事項は次の通りとする。
 - 1. 決算・予算総会 ア. 前年度活動報告の承認
 - イ. 前年度会計決算報告の承認
 - ウ. 新年度活動計画案の承認
 - 工. 新年度予算案の承認
 - オ. その他の審議、報告
 - 2. 役員承認総会 ア. 新役員・新会計監査委員の選出
 - イ. 新役員・新会計監査委員の承認
 - ウ. その他の審議、報告

第 4 章 慶弔についての規定

- 第7条 会員および生徒で次の項に該当した場合は金品を贈り、その意をあらわす。
 - 1. 火災その他の変事による被災

5,000円

2. 会員の死亡

10,000円および花輪

3. 生徒の死亡

10,000円および花輪

4. 生徒の兄弟姉妹の死亡

5,000円および花輪

第8条 前各条項に定められた以外の特別の場合は、役員会で審議し決定する。

第 5 章 改 正

第9条 この細則は常任委員会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改廃することができる。

付 則

- 1. この細則は昭和47年1月21日より施行する。
- 2. 昭和49年 3月 7日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 3. 昭和51年 1月29日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 4. 昭和52年10月25日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 5. 昭和55年 6月17日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 6. 昭和56年 3月 4日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 7. 昭和57年 6月14日 細則の一部を改正
- 8. 昭和59年 3月 5日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 9. 昭和60年 4月25日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 10. 昭和61年 3月 8日 細則の一部を改正
- 11. 昭和62年 3月 4日 細則の一部を改正
- 12. 平成 2年 2月27日 一部規約改正により細則の一部を改正
- 13. 平成14年 2月16日 細則の一部を改正
- 14. 平成17年 6月 9日 細則の一部を改正
- 15. 平成19年11月26日 細則の一部を改正
- 16. 平成28年 2月24日 細則の一部を改正
- 17. 平成31年 2月25日 細則の一部を改正
- 18. 令和 元年12月17日 細則の一部を改正
- 19. 令和 3年12月 1日 細則の一部を改正
- 20. 令和 5年11月 2日 細則の一部を改正
- 21. 令和 5年12月19日 細則の一部を改正